

規制影響分析書

「障害者自立支援法等における事業者等の指定要件の見直し」について

平成24年3月

社会・援護局障害保健福祉部企画課(中島誠課長) [主担当]

政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

【政策体系】

基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する

施策大目標Ⅳ 7 障害者制度改革の道筋をつけ、障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会を実現する

施策中目標Ⅳ 7 1 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

平成17年に成立した障害者自立支援法が施行されて以来、サービスの利用者数は大幅に増加しており、今後も一層の増加が予想されています。

一方、サービスの担い手である介護従事者の数は不足しがちであり、労働力人口が減少していく中で、サービス利用者数が増加する今後に向けて一層の人材確保を進めていかなければ、現行のサービス水準を維持できないおそれがあります。

こうした中、介護従事者を雇用するサービス事業者等については、労働時間、割増賃金、就業規則等に係る法違反が多く認められるほか、業務管理体制が未整備であるなど、労働条件の基本的な枠組みが確立していない事業所が多いことが問題とされています。こうした労働環境の低さは、介護従事者が離職する理由の一つにもなっており、その結果、利用者となじみの関係を構築することにより質の高いサービスを提供することが求められる障害福祉サービスについて、質の低下につながる懸念されているため、今般規制を新設する必要があります。

(現状・問題分析に関連する指標)

	指標	H17	H18	H19	H20	H21
1	指定取消等の処分があった障害福祉サービス事業所数(単位・事業所)	—	—	20	22	33

(調査名・資料出所、備考等)

指標1は、障害保健福祉部企画課監査指導室の調査によるもの。なお、平成22年の件数については、現在取りまとめを行っているところ。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

(1) 内容・目的

市町村は、支給決定障害者等が、都道府県知事が指定する指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る障害福祉サービスを受けたときに介護給付費等を支給することとしており、その指定障害福祉サービス事業者等の指定の欠格事由として、労働基準法等の労働法規に違反して罰金刑に処せられている場合、労働保険料を滞納している場合等を追加することとします。

また、児童福祉法における指定障害児通所支援事業者等の指定要件にも、労働法規違反に係る指定の欠格事由を追加することとします。

(2) 根拠条文

- ・ 障害者自立支援法第36条第3項、第38条第3項、第51条の19第2項、第52条の20第2項、第59条第3項
- ・ 児童福祉法第21条の5の15第2項、第24条の9第2項、第24条の28第2項

3. 便益及び費用の分析

*便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」

「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

*費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

(1) 期待される便益

【介護従事者への便益】（便益分類：A）

事業者等に対し、労働時間、割増賃金、就業規則等の労働法規を遵守させることができるようになることから、労働条件の基本的な枠組みが確立されることにより、介護従事者の労働環境が整い、離職の防止に寄与します。

【利用者への便益】（便益分類：A）

介護従事者の離職が減少することで、特定の介護従事者とのなじみの関係を構築することができるようになり、利用者は安心して、質の高いサービスを受けることができますようになります。

(2) 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けようとする事業者等は、労働法規遵守に要する対応が追加で求められることとなりますが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は行われており、この面の負担の増加は小さいものと考えられます。

【行政費用】（費用分類：C）

新たに指定申請の確認事項が増えることとなりますが、従来の申請の確認手続きの一つとして追加されるのみであり、大きな負担増加にはならないものと考えられます。

【その他の社会的費用】（費用分類：A）

指定障害福祉サービス事業者等による不正事案の発生が減少することにより、当該不正事案に対処するために必要な費用等の社会的経費に係る負担も減少します。

(3) 便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

指定障害福祉サービス事業者等の指定申請の際に、労働法規違反を確認するための書類の準備等の費用が発生しますが、本来、指定障害福祉サービス事業者等は公益性の高い障害福祉サービス事業を営む以上、法令遵守や利用者のサービス確保のための責任を負っており、障害福祉サービス利用者、ひいては国民の障害福祉サービスへの安心感・信頼につながるという便益を勘案すると、本規制の新設は、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられます。

また、同じ福祉関係法律であり、同様の規制が設けられている介護保険法と比較しても、過度な負担となるものとはなっていません。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

報酬の引上げや交付金の交付によって、介護従事者の処遇改善を行い、介護人材の確保・離職の防止を行います。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」

「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

① 期待される便益

【介護従事者への便益】（便益分類：A）

報酬の引上げなどは、介護従事者の収入を改善するという面において直接的な効果をもたらすものと考えられるため、労働条件の中でも特に賃金に関する条件を理由とする離職の防止には大きく寄与するものと考えられます。

【利用者への便益】（便益分類：A）

介護従事者の離職が減少することで、特定の介護従事者とのなじみの関係を構築することができるようになり、利用者は安心して、質の高いサービスを受けることができるようになります。

② 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：B）

指定障害福祉サービス事業者等に規制をかけるわけではないので、新たに負担がかかることはありません。

【行政費用】（費用分類：C）

平成 21 年 10 月から実施している障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、福祉・介護職員の賃金月額 1.5 万円相当分の引上げ経費が事業者に交付されてきたところです。

今般の平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定において、当該基金事業分を障害福祉サービス等の報酬の中で対応することとしたところですが、当該対応にあたっては、賃金・物価の動向、事業所の経営実態、さらには国家財政を取り巻く状況等も踏まえ、これまでの賃金月額 1.5 万円相当分を維持するものとしたところです。

仮に賃金月額 1.5 万円相当分以上に報酬の引上げを行うことになると、現行以上に費用が増加し、負担が増加します。

【その他の社会的費用】（費用分類：C）

上記行政費用を補うために、広く国民全体に費用負担が生じることが考えられます。

③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

介護人材の確保を推進するにあたり、介護従事者の収入面を改善するために報酬引上げなどを実施することは、離職防止の面で直接的な効果をもたらすものと考えられますが、障害福祉サービス等の報酬のあり方については、賃金・物価の動向、事業所の経営実態、さらには国家財政を取り巻く状況等も踏まえ決定されるものであるということを勘案すれば、介護従事者の置かれた労働環境を整備する手段として、財政支出の伴う報酬引上げなどに限定する代替案は必ずしも適正とは言えません。

一方、規制案については、障害福祉サービス事業者等の指定の欠格事由に、労働基準法等の労働法規に違反して罰金刑に処せられている場合等を追加することによって新たに発生することが想定される費用が、代替案における費用と比較して総じて軽微なもので済むと考えられる上、既に同様の規制が設けられている介護保険サービス事業の分野と比較しても過度な負担となるものではないことから、適正かつより現実的な手段であると考えられます。

5. 有識者の見解その他関連事項

障害者自立支援法においては、これまで同じ福祉関係法律である介護保険法の改正等を踏まえ、順次その必要性の検討を行った上で改正することとしており、今回の改正にあたり労働法規違反に係る指定の欠格事由を追加することについても、昨年成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）による介護保険法の改正内容を踏まえて、同様に追加するものです。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

附則第 2 条において、施行後 3 年を目途として検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずることとしています。